

構成員提出資料

一般社団法人

日本ディープラーニング協会

ディープラーニング（DL）技術の活用による 日本の産業競争力の向上を目指す産業団体

- ・ 2017年6月設立（理事長：松尾豊）
- ・ DLをビジネスの核とするスタートアップ、研究者を中心とした産学連携団体としてスタート
現在、正会員45社、有識者会員20名、賛助会員50社、行政会員25団体が加盟
- ・ **人材育成・活用促進**・社会提言・理解促進・国際連携に取り組む

AI・ディープラーニングの社会実装のための、エコシステム構築に向けたJDLAの活動

オウンドメディアやメディアパートナーを通じての情報発信

<MEDIA PARTNERS>



関連情報発信

様々な講演活動や、Di-Lite等、政府とも連携したプロジェクトを通じた啓発活動



関心層開拓

事業コンテンツの開催や企業促進



事業化促進

JDLA
ネットワーク

会員や人材が繋がり、より良い社会の実現に向けてそれぞれが自発的にAI・ディープラーニングを活用してける社会へ

資格・連携・講座の提供等を通じた人材育成事業



人材育成

関連書籍の発行や、事例の表彰



事例の可視化



公式テキストの発刊や、認定事業制度等による学べる場の拡大

標準化活動

研究会の活動等を通じた標準化のための活動



実践の場創り

継続的な学習アップデートや実践の場、また、学んだ人同士の交流の場として日本最大級のAI人材コミュニティを運営。年間を通じて勉強会や交流会、ハッカソン、など様々なイベントを開催



当協会が作成した資料について

生成AIの利用ガイドライン

生成AIの活用を考える組織がスムーズに行っているように、利用ガイドラインの作成はこの形を参考に、それぞれの組織内での活用目的等に応じて、適宜、必要な追加や修正を加え、承認、示したものは最初のバージョンですが、今後、フィードバックをもたきながら、改訂して※「生成AIの利用ガイドライン」に関するご意見やご要望はこちらよりお寄せください。※2023年5月3日に開催した、本資料公開に関する記者発表会の模様もJDLA公式YouTubeチャンネル

生成AIの利用ガイドラインの作成にあたって

Values-based principles



Inclusive growth,
sustainable development
and well-being >



Human rights and
democratic values,
including fairness and
privacy >



Transparency and
explainability >



Robustness, security and
safety >



Accountability >



OECD.AI
Policy Observatory

透明性と 説明可能性

- 確実に人々が、
- AIシステムと関わっていることを知る
ことができ、かつ
- その結果に異議を申し立てることができるようにする為の、
- 透明性と責任ある開示に関する原則

OECD AI原則 1.3

<https://oecd.ai/en/ai-principles>

(last visited July 27, 2024)

(拙訳・強調付加).



AISIとは

※AIセーフティ・インスティテュート、エイシーと読みます

- ◆ AISIは、内閣府を中心に10府省、5政府関連機関が連携する**官民の取組を支援する機関**（2024年2月設立。独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に事務局）
- ◆ 役割
 - 政府に対し、AIセーフティに関する調査、評価手法の検討や基準の作成等の支援を行う。
 - 日本におけるAIセーフティのハブとして、産学における関連取組の最新情報を集約し、関係企業・団体間の連携を促進する。
 - 情報の収集・発信ならびにAI安全の促進について他国のAIセーフティ関係機関と連携する。
- ◆ スコープ
 - AIによる以下の事象や検討事項の中で、諸外国や国内の動向も見ながら柔軟にスコープを設定し取組を進めていく。
 - 社会への影響、ガバナンス、AIシステム、コンテンツ、データ

取り組み

- ◆ 米国NISTのRMFと日本のAI事業者ガイドラインとのクロスウォーク
- ◆ AI安全性の評価手法、レッドチーミング関連ドキュメント作成
- ◆ 独法、国研等とのパートナーシップ

国際連携

- ◆ AISI関連のトップレベルの連携
- ◆ 各国との意見交換



スタンフォード大学でのAIシンポジウム



AIソウルサミット同時開催のグローバルフォーラム

第1回 AI 制度研究会・第11回 AI 戦略会議（合同開催）における意見

2024年8月2日

工藤郁子

1 「AI や企業が、個人や国家を支配する」「国家が、AI や企業を通じて、個人を支配する」のではなく、「個人が、AI を通じて、価値を享受し価値実現に向けて行動できる」社会を目指すことを前提とし、広島 AI プロセス等でも確認された、法の支配、基本的人権の尊重、適正手続き、公平性などの基本原理が、現行制度によつて的確に確保できているか、検討すべきである。無論、現行の法令・関連制度で確保できる部分も多い。また、新たに対応すべき制度課題についても、既に政府各所において各論的な検討が着実に進展している。そのような場において、多様なステークホルダーの具体的な意見を公開かつ透明性の高い手続きで集めて調整を図るためには、時間と労力を要するし、それらをかけてしかるべきだと考える。同時に、リスクベース・アプローチはあくまで手法であるから、基本原理の見地から、制度の目的や狙いに関する議論をさらに深め、認識の形成を行うことが重要である。政府全体での検討・施策の現況を体系的・総合的に見渡し、具体的な進捗を明らかにしつつ、特にリスクが高く早急な手当てが必要な部分があるか、各論的検討の狭間に落ちてしまった制度課題がないか等を検討すべきである。

2 検討の際には、国際的な相互運用性も考慮すべきである。現在、各国で制度整備が進みつつあり、AI に関する立法、法令と整合的な規格・技術標準の策定、法令遵守のための監査・監督機関の組成・人員配置、官民連携の拠点形成などが推進されている。もっとも、各国の制度は必ずしも調和的・整合的でなく、国境を超えてAI を開発・利用することの妨げになる場合も想定される。しかし、経済・社会・文化等の状況は各地で異なるため、各国制度が異なるのは当然である。そのため、制度の違いを前提としつつ、「制度的なギャップを補う架け橋」を整備したり、連携できる仕組みを整えたりするという視点から検討すべきである。2016年のG7香川・高松情報通信大臣会合以降、こうした国際的な枠組みの共有につき、継続的かつ意欲的に推進されてきたが、この視点を改めて強調したい。

3 技術や市場の環境変化にある程度耐えられるかという観点からも検討すべきである。もし仮に、大規模言語モデルや汎用目的 AI モデルに関する新たな制度が必要だとの結論に至った場合は定義を置いて規律対象を明確にすることになるが、現状に合わせて詳細に書き込みすぎると、将来の変化に十全に対応できずに制度が空洞化するおそれがある。よつて、細目については、政省令や規格・技術標準などに委ねることも選択肢である。ただし、その際は、法律の目的に即して政省令等の形成の方向性を主導し、また、前述した基本原理や民主的責任行政を担保すべく、ある程度の規律密度の高さを維持すべき点にも注意を払う必要がある。そこで、機動的で継続的な制度改善を目指すアジャイルガバナンス原則やその実践例を参照しつつ、民間側が最新の情報・知見を提供し、それに行政側が応答しながら改善を進める仕組みを制度化することが求められる。